

## 2 . 図書館サービスの基本的な考え方

### 2-1) 図書館の目指すもの

図書館は町の適切な位置に配置され、町民一人一人が、いつでも自由に利用できて、必要な資料や情報を得ることができ、より豊かな生活を営むことができるものでなければならない。そのために図書館は幅広く豊富な資料と情報を収集し、町民の自由で豊かな知的活動と創造的文化活動を支えるものでなければならない。これまでに策定されている『利府町図書館構想』(以下「構想」という。)の基本理念では「こころ豊かな人と利府のくらしをはぐくむ図書館」を目指すとされており「利府に住み、そこで生きていく人のための図書館」「つかう人にやさしい、やすらぎのある図書館」を展開することに目標として掲げられている。

図書館法によれば、図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」と定義されており、法の意図するところの資料の提供とは、貸出を基礎としたサービスによって具体化するものである。それに加えて、近年では電子情報の提供や情報の発信も求められるようになってきている。

平成 13 年 7 月、日本図書館協会は「図書館による町村ルネサンス L プラン 21」を発表し、21 世紀に向けた図書館振興の政策提言を行った。その中で、「図書館は、住民が地方自治を進めるうえで必要な意思決定ができるように、さまざまな情報を住民に提供し、知る機会を保障することによって民主主義を機能させる社会保障（インフラ）の一つである。だからこそ、すべての人に図書館サービスが保障されなければならない。」という位置づけを行っている。

同年 7 月、文部科学省は「図書館法第 18 条」に基づいた、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（以下「基準」という。）を大臣告示した。前年の 12 月には、その「基準」を審議した生涯学習審議会教育分科審議会図書館専門委員会の報告があり、その「基準」の前文「これからの図書館の在り方」において、「豊かな図書館サービスの展開に向けて」の例示として

新しい情報通信技術の活用

国際化への対応

高齢化への対応

子どもの読書活動の振興

職業能力開発のための要求への対応

ボランティア活動の推進

を掲げている。さらに、「基準」の本文では、次のような項目として

資料の収集、提供

レファレンスサービスの充実・高度化

利用者に応じた図書館サービス

多様な学習機会の提供

### ボランティアの参加の促進

を掲げている。これらを実践の中で活かしていくことがこれからの利府町の図書館に求められていることになる。

なお平成 13 年 7 月 18 日文科生第三〇二号各都道府県教育委員会教育長あて文部科学省生涯学習政策局長通知の「『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について（通知）」として以下のことを強調して、公立図書館の一層の整備・充実を図るように通知した。

#### 図書館の設置促進

#### 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

#### 豊かな図書館サービスの展開

以上のことを踏まえ、たうえで、「構想」に示されたコンセプトである「こころ豊かな人と利府のくらしをはぐくむ図書館」を現実のものとしていくことになる。

## 2-2) 図書館サービスの理念

図書館サービスの基本理念は、読書という人間としての根源的な営みに豊富で広範囲な図書資料及び人類の英知である文化的遺産としての基本的文献によって応えることで成り立っている。また、現代社会が要求する情報を町民に必要な時に、いつでも提供できるという情報提供機能も重要である。現代の情報社会では、多様なメディアを次々と開発提供して情報社会をさらに複雑なものにしている。図書館はこれらの多様なメディアを選択収集整理し町民への情報提供を確実なものとしなければならない。

図書館サービスの基本的な柱は「資料・情報源」「図書館員」「町民・利用者」の三本の柱である。この三本の柱の中でも重要なのは「構想」のなかで何度も触れられている「読みたい本や使いたい資料を、いろいろな方法で準備し、求める人に手渡します。一人ひとりの様々な課題解決を、本や資料・情報を使って応援します。」であり、資料と利用者を結ぶ「専門の職員」(図書館員・司書)が扇の要のように重要な存在となる。

インターネットの普及には目覚ましいものがあり、既に生活に定着したものとなっており、図書館でのインターネット環境の整備も重要な役割である。

さらに、図書館サービスは、地域社会において人と資料・情報を結びつけると同時に、「学習機会を提供する」、「ボランティア活動を促進する」などの活動を通じて、コミュニティにおける人と人との交流を活性化させるという役割も担っている。図書館は「構想」の「ある日の図書館」で触れられているように、「.....その中で生まれた共感や議論の中から、自立した自分を見つけ、学んでいきます。図書館にいる人達の顔は、とても生き生きしていて楽しそうです。人と人のつながりが明るい雰囲気をつくっています。」という整備が求められる。

日本の未来を背負う子どもたちの読書活動を推進するために、本に接する環境、なかでも図書館を整備することの重要性は言うまでもない。平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」によれば「子どもの読書活動は、子ども

が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と読書の重要性を謳いあげている。

サマセット・モームは『読書案内』のなかで、「いつでも気の向いたときにはじめ、好きなだけつづけ、他の用事がおこったら、直ちにやめることのできる仕事は、ただ読書だけである。」「公共図書館が利用でき、……今日のようなめぐまれた時代に、読書くらい、わずかな元手で楽しめる娯楽はほかにない。」と読書の楽しみを語っている。

図書館は、社会を支え町民一人一人を通じて地方自治を実現するためのインフラとして整備されなければならない。また、情報化、国際化、高学歴化、高齢化、産業構造の変化、生涯学習社会の広がりや深化等、図書館をめぐる環境は著しく変化している。このような急激な変化に応じて図書館は、今まで以上に資料・情報の提供を行う公共的社会機関として、多様で豊富なサービスの実践が求められている。

### 3 . 図書館サービス網の計画

#### 3-1) 図書館サービスポイント配置の考え方<sup>\*)</sup>

図書館がよく利用されるためには、日常生活圏内にあつて歩いて気軽に行けて(徒歩圏)日常の通勤や買い物などの行き帰りに立ち寄りやすい場所にあることが重要である。自治体が一定以上の広さの場合、図書館サービスをすべての住民に行きわたらせるためには、中央館のほかに、幾つかの地域(区)館、分館・分室、移動図書館、配本所などの図書館サービスの拠点となるサービスポイントが必要となる。

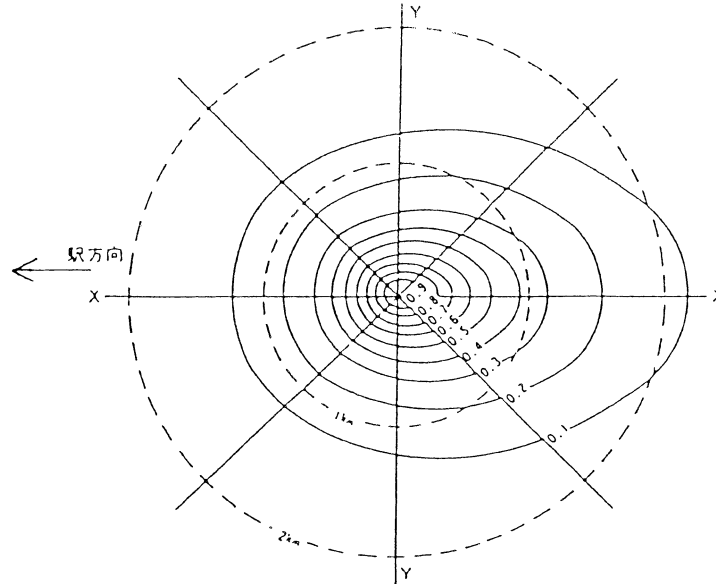
自治体全域に図書館サービスの計画を立てることを「図書館の地域計画」といい、それに基づいたサービスの体系を「図書館システム」と呼び、各図書館等が連携してサービスを提供する働きが「図書館のネットワーク」といわれるものである。

一般的に、施設の利用は距離が遠くなるにつれて減少するが、地域(区)の人口に対して一定の比率以上の利用がある範囲を「施設の利用圏域」と呼ばれている。図書館の場合も同様で、利用者が一定以上の比率で来る範囲を「図書館の利用圏域」と呼んでいる。

ある地区の住民が日常的に図書館に行く度合いを、当該地区の距離によってとらえ、図書館のすぐ近傍の値を1.0とした時の各距離によって定まる値を「来館者密度比」と呼び、この値によって「利用圏域」を表すことができる。つまり、図書館のすぐ傍の住民が図書館に引きつけられる度合いを1として、図書館から距離が離れるにしたがつて度合いがどのように減少するかを割合で示すもので、数値は図書館への来やすさを表すことになる。[図3-1]はそれをモデルとして示されたものであり「利用圏域標準平面図」と呼ばれている。その範囲は主たる動線を主軸とした卵型となり、駅方向などの中心地方向に図書館がある場合は利用されやすく、反対方向の場合には利用されにくいことを示しており、成人・児童による差異はほとんどないとされている。このモデルを用いて計画地域での図書館の来やすさのレベルを保障するとの考え方ができる。例えば、その値を0.1の範囲とした時「来館者密度比0.1保障」と呼び、館の利用圏域はおよそ1.2～2.1km、標準1.3kmとなる。

#### 3-2) 図書館の配置計画と敷地選定の検討

利府町の中心商業地区は、利府駅周辺ならびに役場庁舎周辺地区の2拠点、および両地区をつなぐ[森郷菅谷線]の沿道ならびに中間に位置する[十符の里プラザ]周辺と考えられており、その活性化が課題とされている。一方、町の北西部の開発住宅地では人口集積が高い。これらの地区は、位置的状况や人口分布から図書館サービスを効率よくカバーすることができる。それらのいずれかに図書館本館を設置すると考えた場合、A[十符の里プラザ]、B[町庁舎近傍]、C[中央公園近傍]の3案が考えられ、利用圏域標準平面図をもとに[来館者密度比0.1保障]を実現するとした場合の状況が[図3-2][図3-3][図3-4]となり、各案の比較は[表3-1]のようになる。



[ 図 3 - 1 ] 利用圏域標準平面図

[ 表 3 - 1 ] 配置案の比較検討

	A [十符の里プラザ]	B [町庁舎近傍]	C [中央公園近傍]
来館者密度比 0.1 保障 範囲内の人口 [人]	1 6, 2 0 0 (49.0)	1 9, 3 0 0 (58.5)	1 6, 2 0 0 (49.0)
上記の 範囲外の人口 [人]	1 6, 8 0 0 (51.0)	1 3, 7 0 0 (41.5)	1 6, 8 0 0 (51.0)
徒歩圏(半径 800m) 内の人口 [人]	2, 6 0 0 ( 7.9)	2, 7 0 0 (8.2)	7, 3 0 0 (22.1)
移動図書館の ステーション数	3 0	2 4	3 1

( ) 内数字は、町の全人口に対する比率 (%)

上記 A・B・C の 3 案の敷地選定について、利点・問題点をまとめると以下のようになる ( 利点、×問題点 )

配置案 A [十符の里プラザ] の場合

- 生涯学習センターとして施設の集積が高まる
- 町の中心市街地に位置し、車でのアクセスも比較的よい
- 駅に近く、通勤・通学時の利用が見込める
- 「利府駅周辺地区活性化」に寄与することが期待できる
- × 敷地内中央の「ふれあいプラザ」建物が敷地利用上の規定条件となり制約がある
- × 現状敷地内のみでは駐車場不足が予想され、周辺道路に迷惑駐車が生じるおそれがある (隣接地に駐車場用地の確保が必要となる)

#### 配置案 B [ 町庁舎近傍 ] の場合

町役場、ショッピングセンターに近く、それらとの複合的利用による利用増が期待できる

町の中心的位置にあり、車でのアクセスは最もよい  
土・日曜のピーク時に町役場の駐車場が利用できる

- × 新しく建物の用地取得が必要となる

#### 配置案 C [ 中央公園近傍 ] の場合

徒歩による利用が最も多く期待できる

周辺に学校が多く、児童・生徒の利用を誘発できる

- × 町全体から見た位置として偏りがあり、全町からのアプローチの平等性にやや欠け、他地区から行き難い感じを与えることが危惧される

なお、図書館の集客効果は大きく、近傍にある他施設と合わせて利用の増進が期待できることから、複合施設のコア(核)施設として期待される場合が多い。

### 3-3) 図書館から遠い住民へのサービスについて

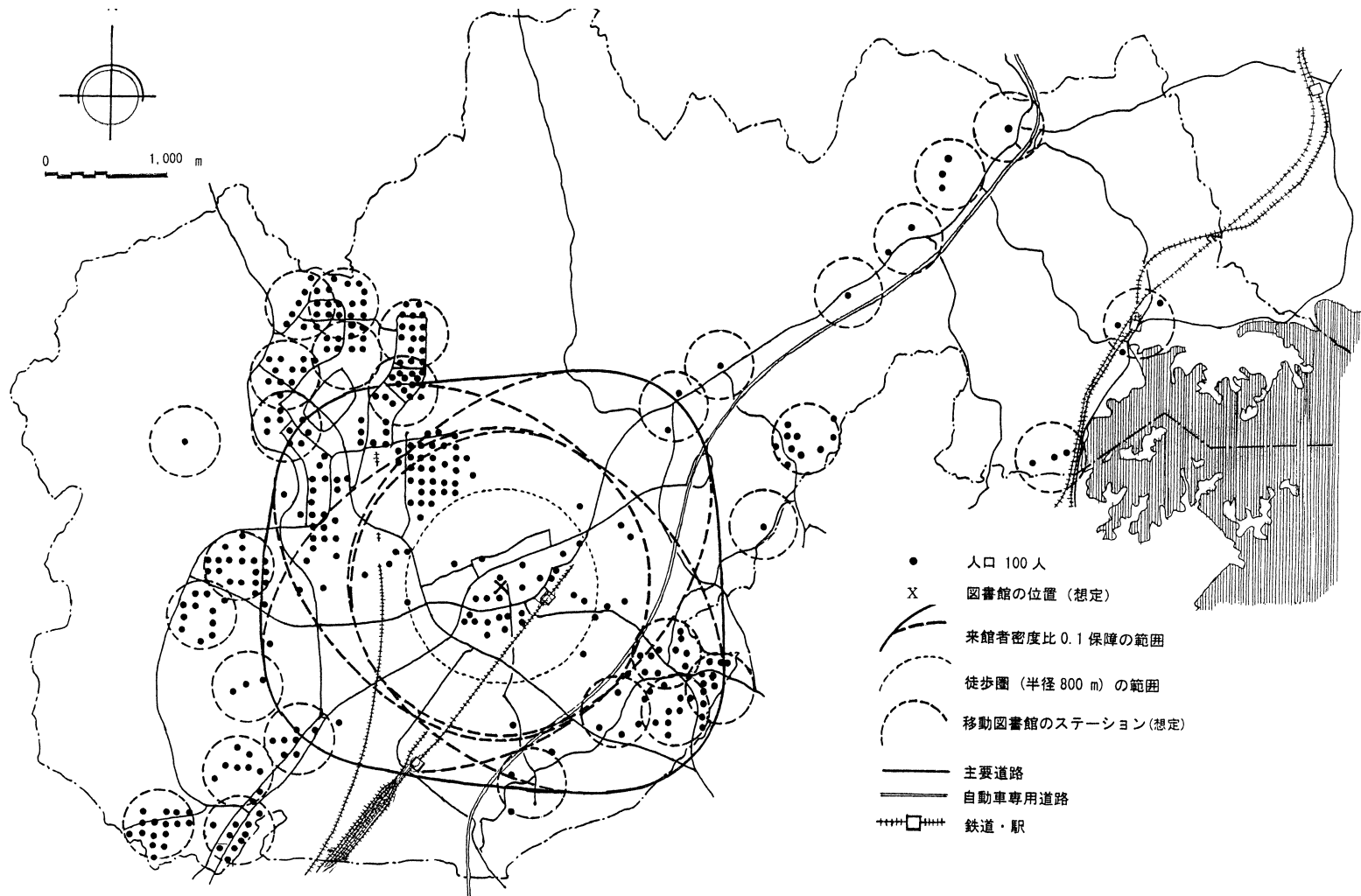
図書館が遠く、想定する来館者密度比の保障値の外にあって、かつ人口が少ないため分館・分室が成立しにくい所には [ 移動図書館 (BM) ] や [ 配本所 ] などでサービスを行うことが望ましいとされてきた。

移動図書館は通常、2,000 冊程度の本を積み、ほぼ 2 週間に 1 回巡回し、本を貸出すものである。移動図書館の利用は駐車するステーションからごく近くの範囲 (約 300m) に限られることから、ステーションはかなり密に配置する必要がある。来館者密度比 0.1 保障の範囲外に移動図書館サービスを行うとした場合、A、B、C 各案についてステーション数 ([ 表 3-1 ]) はいずれも 24 ~ 31 か所となり、BM 1 台でサービスが可能である。しかし近年、子ども数の減少、女性の就業率の増加、休日の自動車による家族同伴の来館利用の増加などから、BM の利用は減少傾向にある。

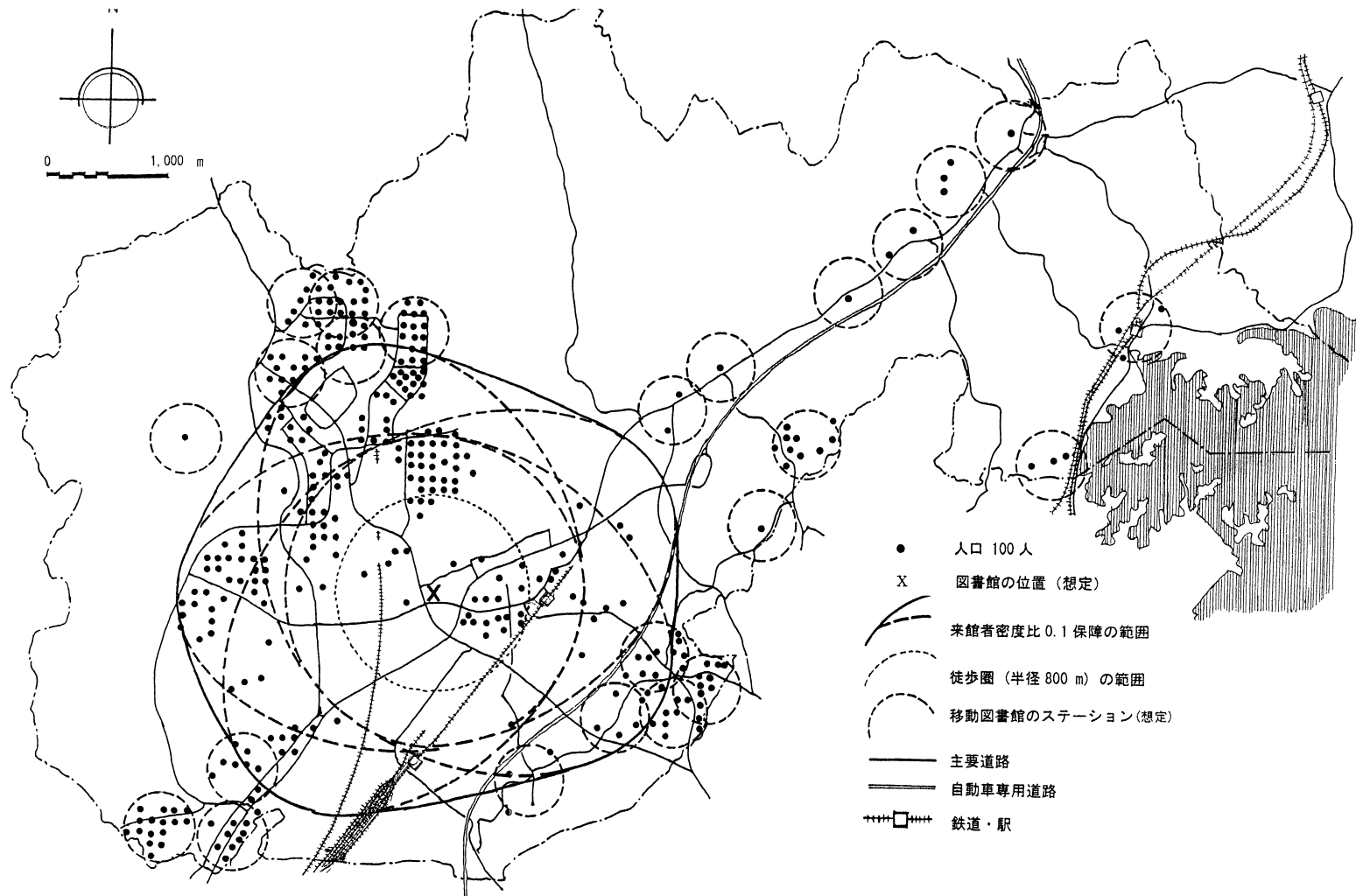
一方、集会所等の特定の場所に一定量の本を一定期間、留め置く配本所によるサービスを行い、幼稚園や学校等に置くことが考えられる。

これら移動図書館や配本所について考える場合、費用対効果の点から他の代替の方法も検討のうえで決めるべきであろう。代替の方法には、来館者に対する巡回バスの運用、所蔵目録を各戸に配布あるいはインターネットによって読みたい本をリクエストしボランティアや宅配サービスによって提供する方法、等が考えられる。

文) 栗原嘉一郎・篠塚宏三・中村恭三「公共図書館の地域計画」日本図書館協会、1977

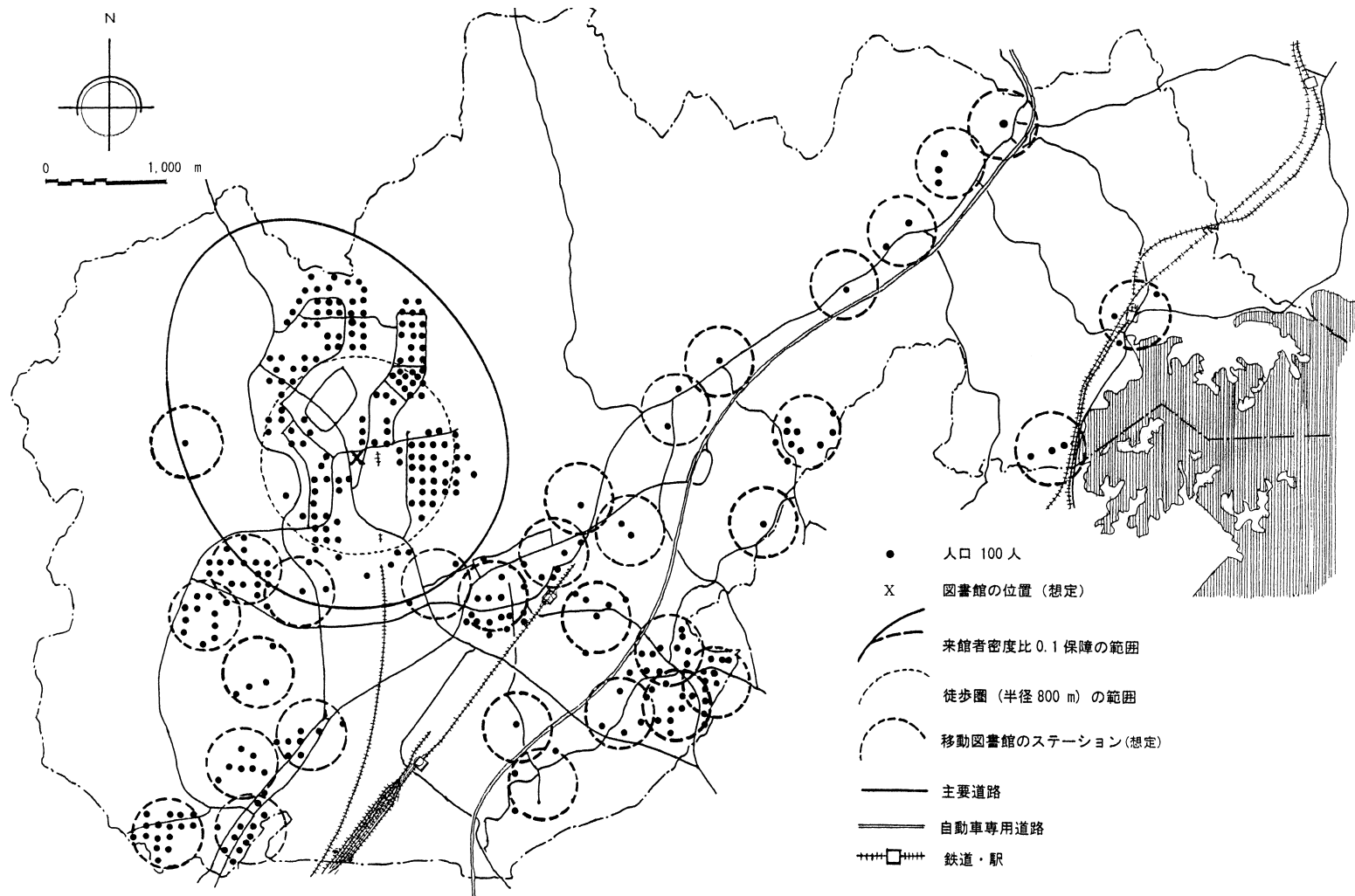


[ 図 3 - 2 ] 図書館の配置案 A [ 十符の里プラザ ]



[ 図 3 - 3 ] 図書館の配置案 B [ 町庁舎近傍 ]





[ 図 3-4 ] 図書館の配置案 C [ 中央公園近傍 ]